

令和8年1月から朝日町に提出いただく

## 請求書への押印を省略

できるようになります

町民の皆様や、町と取引のある関係者の方の利便性向上や業務効率化のため  
従来どおりの押印有の請求書のほか、押印省略された請求書の提出が可能になり  
メールでの提出もできるようになります。

1. 適用日

令和8年1月1日付以降の請求書から対象となります。

2. 押印を省略した請求書は、以下の事項を必ず記載してください。

連絡先担当者名

連絡先電話番号(確認のため、町担当者から連絡する場合があります)

3. メール添付等により、PDF形式の請求書を提出することができます。

4. これまで同様、押印された請求書も有効です。

5. 押印の有無にかかわらず、以下の事項は請求書に必ず明記してください。

請求書であることの明記

宛名:朝日町長 あて

請求者名:住所及び氏名(法人名)、法人・団体は代表者名も記載

請求月日

請求金額

請求内容

振込先口座(別途口座の連絡をいただいている場合は、記載がなくとも可)

問合せ先(担当)

朝日町役場税務町民課 出納係

電話 0237-67-3301